

伯耆町溝口赤十字奉仕団規約

(目的)

第1条 本団は、赤十字奉仕団規則（昭和31年10月8日本達乙第5号）に基づき、全ての人々の幸せを願い、明るい住みよい社会を築くため、陰の力となって、身近な仕事に従事するものとする。

(運営の基本)

第2条 本団は、赤十字奉仕団規則及び規約の定めるところに基づいて運営する。

(事務局)

第3条 本団の事務局は、伯耆町社会福祉協議会溝口支所内に置く。

(奉仕活動)

第4条 本団は第1条の目的を達成するため、次の奉仕活動を行う。

- (1) 災害救護に関する奉仕
- (2) 保健衛生等に関する各種事業への奉仕
- (3) 青少年赤十字の普及、育成に関する奉仕
- (4) 社会福祉施設及び援護を要する者への奉仕
- (5) 日本赤十字社鳥取県支部からの要請に基づく活動の奉仕
- (6) その他、赤十字の理想を達成するための奉仕

(組織)

第5条 本団は、伯耆町内の居住者であって、本団の活動に深い理解を有する社員及び篤志者（以下、「団員」という。）をもって組織する。

2 支部長が必要と認めたときは、分団を置くことができるものとする。

(役員)

第6条 本団に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名 委員 若干名 監事 2名

2 委員長、副委員長、委員、監事は、団員の中から選出する。

(役員の仕事)

第7条 委員長は、本団を代表し、その職務を総理する。

2 副委員長は、委員長を助け委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員は、本団の運営に参画し、その業務の執行に当たる。

4 監事は、本団の会計を監査し、会計監査報告をする。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(登録)

第9条 団員の登録は、あらかじめ事務局にて行うものとする。

2 委員長は、団員名簿を作成し、支部長に報告するものとする。

(退団)

第10条 団員は、いつでも退団することができる。

(奉仕団の標識の着用)

第11条 団員が奉仕活動をするときには、所定の奉仕団標識をつけるものとする。

(団費)

第12条 団費は、原則として徴収しない。ただし、本団の運営上やむを得ない経費を必要とするときは、団費は徴収することがある。

(経費)

第13条 本団の経費は、補助金、寄付金、そのほかの収入をもって支弁する。

本団の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。